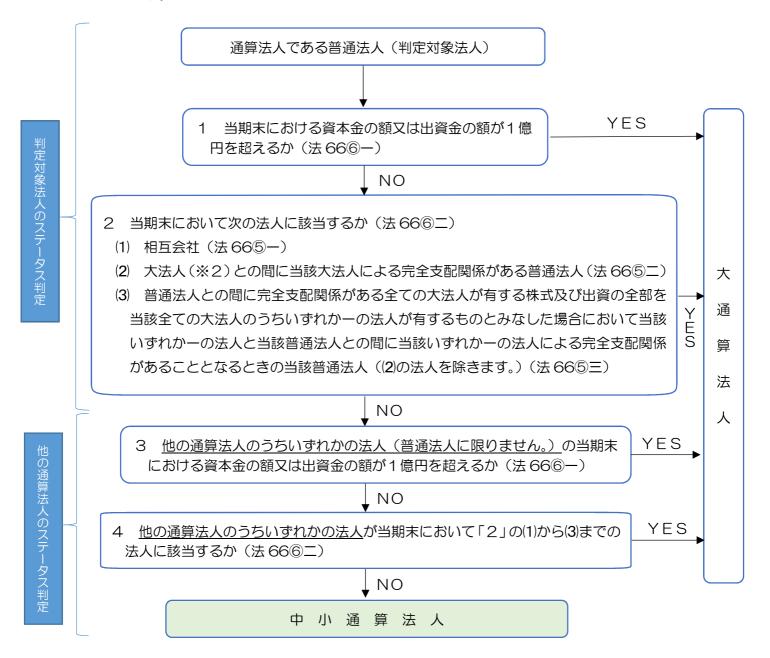
中小通算法人の判定

1 法人税率の軽減措置

通算法人のうち中小通算法人に対しては、軽減対象所得金額(※1)以下の金額について軽減税率(19%)が適用されます(法 66⑥)。通算法人である普通法人が中小通算法人に該当するかどうかは、次により判定することができます。



(※1)軽減対象所得金額とは、次の算式により計算した金額をいいます(法 66⑦)。以下2において同じです。 すなわち、年800万円を通算グループ内の各中小通算法人の所得金額の比であん分した金額となります。

年 800 万円 × その中小通算法人の当該各事業年度の所得の金額 その中小通算法人の当該各事業年度の所得の金額及び当該各事業年度 終了の日においてその中小通算法人との間に通算完全支配関係がある 他の中小通算法人の同日に終了する事業年度の所得の金額の合計額

(※2) 大法人とは、次のイ~ハの法人をいいます。

イ 資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法人

- ロ 相互会社(外国相互会社を含みます。)
- ハ 受託法人
- (※3) 判定対象法人である通算法人が中小通算法人に該当するかどうかの判定は、その通算法人及び他の通算法人の適用事業年度(その通算法人が法人税率の軽減措置の適用を受けようとする事業年度をいいます。)終了の時の現況により判定します。通算親法人の事業年度の中途において通算承認の効力を失った通算法人のその効力を失った日の前日に終了する事業年度における判定についても同様です(法基通 16-5-3)。
- (※4)判定対象法人である通算法人又は他の通算法人のうち、いずれかの法人が受託法人に該当する場合には、 その通算法人は大通算法人となります(法 66⑥二)。

2 軽減税率の特例措置

中小通算法人に対しては、軽減対象所得金額以下の金額について軽減税率の特例措置(15%)が適用されます。ただし、その中小通算法人が適用除外事業者(※)に該当する場合には、この特例措置は適用されません。また、その中小通算法人が適用除外事業者に該当しない場合でも、通算グループ内の他の通算法人のうちいずれかの法人が適用除外事業者に該当するときには、この特例措置は適用されません(措法 42 の 3 の 2 ①)。

(※)適用除外事業者とは、その事業年度開始の日前3年以内に終了した各事業年度(以下「基準年度」といいます。)の所得の金額の合計額を各基準年度の月数の合計数で除し、これに12を乗じて計算した金額(設立後3年を経過していないこと、既に基準年度の所得に対する法人税の額につき欠損金の繰戻しによる還付の規定の適用があったこと、基準年度において合併、分割又は現物出資が行われたこと、基準年度において通算法人に該当すること等の事由がある場合には、その計算した金額につきその事由の内容に応じ調整を加えた金額となります。)が15億円を超える法人をいいます(措法42の4億八)。以下3において同じです。

3 通算親法人が協同組合等である場合の軽減税率の適用

(1) 通算親法人である協同組合等の課税関係

通算親法人である協同組合等に対しては、グループ通算制度を適用しない場合と同じ軽減税率(19%)が適用され(法 66③)、軽減対象所得金額(※)以下の金額については軽減税率の特例措置(15%)が適用されます(措法 42 の 3 の 2 ①③二)。

なお、通算親法人である協同組合等に対する軽減税率の特例措置は、通算グループ内の他の通算法人が 適用除外事業者に該当する場合でも適用されます。

(※)軽減対象所得金額とは、次の算式により計算した金額をいいます(措法42の3の2③二)。

その協同組合等の当該各事業年度の所得の金額

年 800 万円 ×

その協同組合等の当該各事業年度の所得の金額及び当該各事業年度終 了の日においてその協同組合等との間に通算完全支配関係がある他の 中小通算法人の同日に終了する事業年度の所得の金額の合計額

(2) 通算子法人である普通法人の課税関係

通算子法人である普通法人に対する課税関係は、「1」及び「2」と同様です。

なお、「1 (※1)」の軽減対象所得金額の計算における「他の中小通算法人」には、通算親法人である協同組合等が含まれます(措法 42 の 3 の 2 ③三)。